

令和6年 5月 2日

一般社団法人京都府建築士事務所協会

会長 上野浩也 様

京都市長 松 井 孝 治

担当：都市計画局都市景観部開発指導課

盛土規制担当

電話：075-222-3558

「盛土規制法」運用開始の周知について（依頼）

新緑の候、貴協会におかれましてはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の都市計画行政に対し、御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年7月の静岡県熱海市での大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓として、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。本市においては、令和5年12月に盛土規制法に基づく規制区域案を公表し、令和6年6月6日からの運用開始を予定しております。

これに伴い、普及啓発チラシを作成しましたので、貴協会会員様への周知について御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、盛土規制法に係る手引き及び各種様式は、下記ホームページに掲載しております。

ご不明な点がございましたら、当課を御案内いただきますよう、お願い申し上げます。

（配布資料）

- ・「盛土規制法」運用開始のお知らせ（盛土等を新たに行うときは、許可又は届出が必要）
- ・「盛土規制法」運用開始のお知らせ（令和6年6月6日時点で工事中の盛土等は届出が必要）
- ・土砂条例改正のお知らせ

（ホームページ）

- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する内容

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000316768.html>

※普及啓発チラシにも上記アドレスを掲載しております。

「盛土規制法」運用開始のお知らせ（令和6年6月6日施行予定）

京都市全域で盛土等を新たに行うときは、 事前に許可又は届出が必要となります。

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。
- 京都市では、令和6年6月6日に市内全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始する予定です。（規制区域（案）は裏面で確認できます。）
- 下記の許可又は届出対象工事に示す規模の盛土等を行う場合は、工事を行う前に許可又は届出が必要となりますので、申請をお願いいたします。

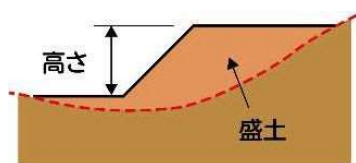
許可又は届出対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域において許可対象
特定盛土等規制区域において届出対象

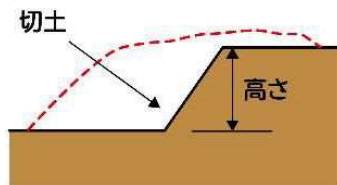
青文字 特定盛土等規制区域において許可対象

■土地の形質の変更（盛土・切土）

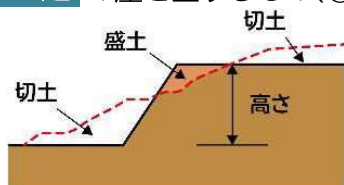
- ①盛土で高さが **1m超** **2m超** の崖※を生ずるもの



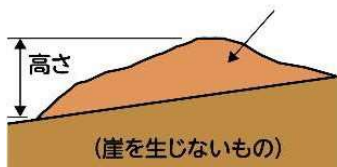
- ②切土で高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの



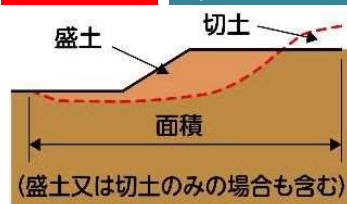
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの（①、②を除く）



- ④盛土で高さが **2m超** **5m超** となるもの（①、③を除く）

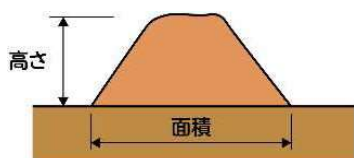


- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500m²超** **3,000m²超** となるもの（①～④を除く）



■一時的な土石の堆積

- ⑥最大時に堆積する高さが **2m超** **5m超** かつ
面積が **300m²超** **1,500m²超** となるもの

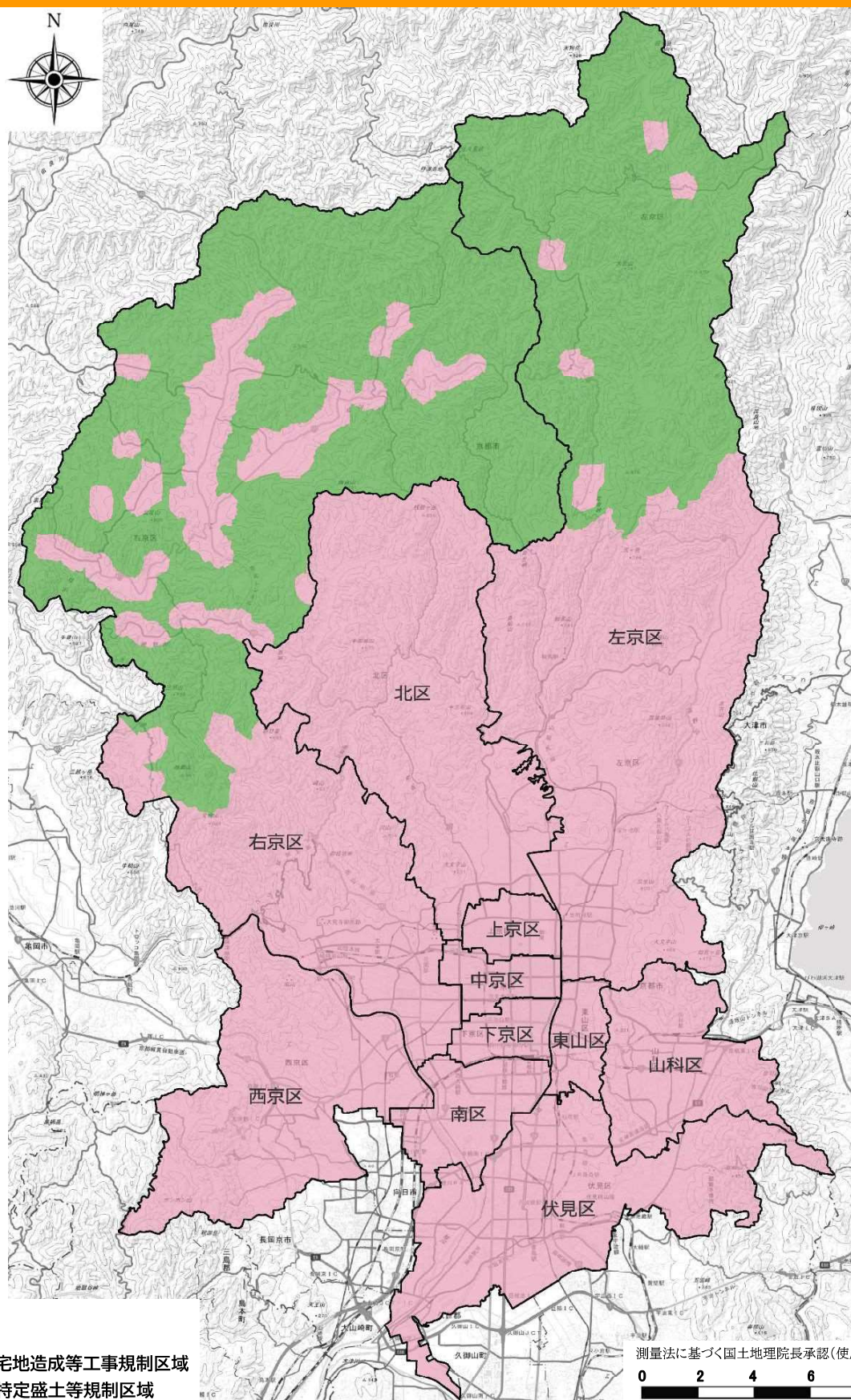


- ⑦最大時に堆積する面積が **500m²超** **3,000m²超** となるもの



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

京都市 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図(案)



京都市都市計画局 都市景観部 開発指導課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階

電話 (075) 222-3558

FAX (075) 213-0156



京都市
CITY OF KYOTO

詳しくは京都市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000316768.html>



発行 : 令和6年1月/京都市都市計画局都市景観部開発指導課

京都市印刷物第054773号

令和6年6月6日時点で工事中の盛土等は 届出が必要となります。

- 京都市では「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称：盛土規制法)」の規制区域を市内全域に指定し、令和6年6月6日から運用を開始する予定です。
- 運用開始時点で工事中の盛土等については、令和6年6月6日(木)～令和6年6月27日(木)の期間に、盛土に関する届出の提出が必要となります。なお届出された内容は公表します。
- 下記の届出対象規模の工事を行っている場合は、京都市都市計画局開発指導課へ、届出をお願いします。

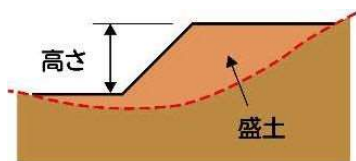
届出対象となる盛土等の工事

赤文字 届出対象

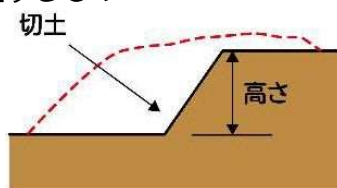
青文字 届出の図面提出対象

■土地の形質の変更(盛土・切土)

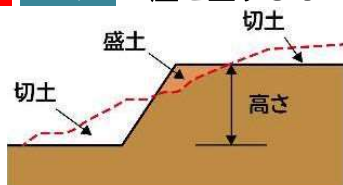
- ①盛土で高さが **1m超** **2m超** の崖※を生ずるもの



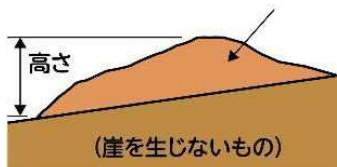
- ②切土で高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの



- ③盛土と切土を同時に行い、高さが **2m超** **5m超** の崖を生ずるもの(①、②を除く)



- ④盛土で高さが **2m超** **5m超** となるもの(①、③を除く)

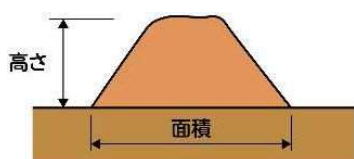


- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が **500m²超** **3,000m²超** となるもの(①～④を除く)



■一時的な土石の堆積

- ⑥最大時に堆積する高さが **2m超** **5m超** かつ面積が **300m²超** **1,500m²超** となるもの



- ⑦最大時に堆積する面積が **500m²超** **3,000m²超** となるもの



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

届出書類は、裏面をごらんください。

■届出書類について

(ア) **赤文字** の場合は、以下の1から4の提出が必要です。

(イ) **青文字** の場合は、以下の1から6の提出が必要です。

1 届出書

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第15号）

または

土石の堆積に関する工事の届出書（様式第16号）

に必要事項を記入してください。

2 位置図

縮尺を1/2, 500以上とし、原則として都市計画基本図を使用してください。

（明示すべき事項）

縮尺、方位、道路及び目標となる地物

3 届出地及びその周辺の写真

盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその周辺の状況を明らかにする写真

4 委任状

工事主以外が届出をする場合、委任状の提出が必要です。

5 地形図

縮尺を1/500以上とし、等高線は2mの標高差を示すものとしてください。

（明示すべき事項）

縮尺、方位及び土地の境界線

6 土地の平面図

（明示すべき事項）

宅地造成、特定盛土等

- ・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分
- ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置
- ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載してください。

土石の堆積

- ・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
- ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容

（申請・問合せ）

京都市都市計画局 都市景観部 開発指導課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎2階

電話（075）222-3558

FAX（075）213-0156



京都市
CITY OF KYOTO

詳しくは京都市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000316768.html>



京都市土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例が 改正されます。

New

(令和6年6月6日 改正施行)

京都市では、建設発生土等の土砂等による土地の不適正な埋立て等に対する抑止力を高め、生活環境の保全及び災害の防止を図るための措置を講じることを目的として「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「土砂条例」という。）を令和2年3月に制定し、これまで運用してきたところです。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大雨に伴う大規模な土石流災害等を教訓に、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行され、京都市では令和6年6月6日に市内全域を同法に基づく規制区域に指定する予定です。

盛土規制法に基づく規制区域の指定に伴い、災害防止を目的とする土地の埋立て等の規制については、同法に基づく対応に一元化するため、土砂条例を改正しました。

なお、盛土規制法に定めのない生活環境の保全を目的とする土地の埋立て等の規制については、引き続き土砂条例に基づいて行います。

主な改正の概要

- 土砂条例から災害の防止を目的とする規定を廃止します。
- 申請の受付窓口が環境政策局環境保全創造課に変更されます。
- 申請手数料を下記のとおり変更します。（6/6以降の申請）

種別	現行	改正
許可申請手数料	59,000円	29,000円
変更許可申請手数料	34,000円	17,000円

- 申請に当たって、下記の資料添付が不要となります。

- ・土地の埋立て等の施工に関する計画
- ・排水施設の計画平面図
- ・擁壁の断面図等及び構造計算書等

土砂条例の申請に必要な書類は、環境保全創造課HP「申請・届出の手引」を御参照ください。

環境保全創造課HP：<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323404.html>

○盛土規制法について

令和6年6月6日以降に、盛土規制法の規制区域内で一定規模の工事を行う場合は、工事に着手する前に、許可又は届出が必要となります。

（受付：都市計画局開発指導課）

詳しくは、開発指導課のHPを御確認ください。

